

議会運営委員会日程

日 時 令和4年5月23日（月）
午前9時30分
場 所 第1議会委員会室

1 5月臨時会の運営について

(1) 日程とその処理について

- 日程第1 常任委員会委員の選任
・委員会条例第6条第1項の規定により ----- 議長指名
- 日程第2 議会運営委員会委員の選任
・委員会条例第6条第1項の規定により ----- 議長指名
- 日程第3 特別委員会委員の選任
・委員会条例第6条第1項の規定により ----- 議長指名

※各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の正・副委員長の氏名報告

————— 着席のまま、休憩 —————
(佐賀議長、大矢副議長、退場)
(常任委員会委員の辞任願の受理)
(大矢副議長、入場し、議長席へ)
※ 佐賀議長は除斥
————— 再 開 —————

- 日程追加
日程第4 常任委員会委員の辞任
・辞任の許可 ----- 簡易採決

————— 着席のまま、休憩 —————
(佐賀議長、入場し、議長席へ)
(大矢副議長、自席へ)
————— 再 開 —————

- 日程第5 広報広聴委員会委員の選任
(日程第4) ・広報広聴委員会規程第3条第2項の規定により ----- 議長選任

※広報広聴委員会の正・副委員長の氏名報告

○日程第6 議案第1, 2, 3号 (計 3件)
(日程第5) (専決処分の承認、令和4年度一般会計補正予算(第3号))

(資料 1)

・提出説明聴取のみ ----- 質疑は休憩後行う

----- 休 憩 -----

(質疑の通告)

※ 通告の締切は、休憩後15分後

※ 通告があった場合は、議運を開催せず、再開までに通告書の写しを正・副議長、議運の委員及び準委員に配付

----- 再 開 -----

・質疑の後、

①議案第1, 2号 -- 委員会付託を省略、討論・採決は休憩後行う

②議案第3号 ----- 補正予算常任委員会へ付託

----- 休 憩 -----

(補正予算常任委員会の開催)

(討論の通告)

※ 通告の締切は、補正予算常任委員会終了後15分後

※ 通告があった場合は、議運を開催せず、再開までに通告書の写しを正・副議長、議運の委員及び準委員に配付

----- 再 開 -----

・補正予算常任委員会の報告の後、報告に対する質疑を省略し、
討論の後、

①議案第1, 2号 ----- 採 決

②議案第3号 ----- 採 決

(2) 会期並びに運営日割について (資料 2)

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる5月臨時会及び6月定例会の対応について (資料 3)

2 そ の 他

(1) 議会運営委員会の申し送り事項について (資料 4)

(2) 議会ICT小委員会報告書について (資料 5)

(3) 災害対策等特別委員会(水防訓練の視察)

5月27日(金) 午後1時 第1議会委員会室

視察場所は、藤沢市消防防災訓練センター

(4) 藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会

6月29日(水) 午前9時30分 第1議会委員会室

(5) 本会議座席表について (資料 6)

(6) その他

令和4年5月藤沢市議会臨時会提出議案一覧表

区 分	件 名 及 び 概 要	主 管	処 理
議案第 1 号	専決処分の承認について (令和4年度藤沢市一般会計補正予算(第1号))	財 務 部	即 決
	<p>今般の情勢を受け、避難を目的としてウクライナから日本に入国し、本市に滞在する生計困難者に対して、住居及び衣食その他日常の生活必需品の購入に要する経費に充てる金銭を支給し、又は生活に関する相談に応ずることにより、その生活の支援を迅速に実施する必要があることから補正予算を専決処分した。</p> <p>補 正 額 8, 1 9 2, 0 0 0 円 専決処分日 令和4年4月22日</p>		
議案第 2 号	専決処分の承認について (令和4年度藤沢市一般会計補正予算(第2号))	財 務 部	即 決
	<p>国の令和4年度緊急対策における、真に生活に困っている方々への支援措置の強化を目的とした、低所得の子育て世帯に対する特別給付金事業及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を迅速に実施する必要があることから補正予算を専決処分した。</p> <p>補 正 額 1, 4 4 7, 6 1 2, 0 0 0 円 専決処分日 令和4年5月12日</p>		
議案第 3 号	令和4年度藤沢市一般会計補正予算(第3号)	財 務 部	補 正 予 算 常 任 委 員 会 付 託
	<p>今後の感染症拡大期に向けて、新型コロナウイルス感染症への効率的・効果的な体制を整備するため、それに要する費用について、緊急的に補正予算を編成するもの。</p>		

令和4年5月臨時会運営日割（案）

月 日	曜	時 間	会 議 名	備 考
5月23日	月	9 : 3 0	議会運営委員会	議案等上程説明聴取・委員会付託 常任委員会報告・議決
		1 0 : 0 0	本 会 議	
		本会議休憩中	補正予算常任委員会	

会 期 5月23日 1日間

※なお、会期中の諸会議の開催通知は、この運営日割をもってかえますのでご承知おきください。

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる 5 月臨時会及び 6 月定例会の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、国、県及び市内の感染の発生状況に鑑み、令和 4 年 5 月臨時会及び 6 月定例会の開催にあたり次の対策を講じる。

(神奈川県に対する特措法に基づくまん延防止等重点措置が 3 月 21 日をもって解除)
(3 月 22 日市議会感染症対応指針に基づき対策会議でステージ 6 (小康期)に移行)

※ 感染予防に対する基本的な考えについて

- 新型コロナウイルス感染症の主要感染経路は感染者から咳、くしゃみ、会話などの際に排出されるウイルスを含んだ飛沫・エアロゾル（飛沫より更に小さな水分を含んだ状態の粒子）の吸入と考えられる。従って、その特性を理解し、感染予防対策を行うことが重要である。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染状況は緩やかな減少傾向に転じているが、新規感染者数が下がりきらない状況であり、引き続き基本的な感染防止対策を講ずることが重要となる。

- ・その特性から、環境がリスクとなる。（三密の回避）
 - ①換気の悪い空間（密閉）
 - ②人が密に接する場所（密接）
 - ③集団で集まること（密集）
- ・具体的な感染予防対策としては、
 - ①部屋の換気・定期的な空気の入替えを行う。
 - ②会議の時間を短くするための工夫をする。
 - ③人と人とが一定の距離を保つ（近距離で話をしない）工夫をする。
 - ④接触時の感染を防ぐためのマスクの着用と小まめな消毒・手洗い（手指消毒＜特に指先＞）を確実に実施。

1 議案説明会（市主催：開催予定日 5 月 30 日）

- ・市側に開催を見合わせるよう要請する。また、今後、開催の必要性を検討する。
- ・提出議案は、データ及び紙の配付とし、説明のりと等はあわせて提供を受ける。

【令和 2 年 6 月定例会から実施】

2 会期について（3 月 22 日議運で確認、6 月 1 日会期議運で確認予定）

- ・これまで会期短縮はせず、1 日あたりの開催時間の短縮に努めてきた。

【令和 2 年 6 月定例会から実施】

3 出席者数について

- ・本会議は原則として開会及び採決時を除き、出席議員を概ね2分の1程度とする。
【令和2年6月定例会から実施】
- ・本会議の市側の出席者は市長、両副市長、総務部長、企画政策部長、財務部長及び発言予定者を含み、原則2分の1とする。
【令和2年6月定例会から、市長、両副市長、総務部長及び発言予定者
(令和2年9月定例会からは、企画政策部長と財務部長を加えた)】
【令和3年9月及び令和4年2月定例会は、市長及び主たる答弁を所管する副市長
と発言予定者】
【令和3年12月定例会は、市長、両副市長、総務部長、企画政策部長、財務部長
及び発言予定者を含み、原則2分の1】
- ・委員会は、レイアウト変更により傍聴議員席を減らし全委員出席とする。
【令和2年6月定例会から傍聴議員席の減を実施】
【令和2年6月から12月定例会では、全委員出席】
【令和3年2月から9月及び令和4年2月定例会では、質疑は各会派2分の1以上で可】
【令和3年12月定例会では、全委員出席】
- ・委員会の市側の出席者数は、従来の約2分の1の29席程度とする。
【令和2年6月定例会では、従来の約2分の1】
【令和2年9月定例会から12月定例会では、従来の約2分の1（予備席5席含む）】
【令和3年2月から9月及び令和4年2月定例会では、従来の約3分の1】
【令和3年12月定例会では、従来の約2分の1】
- ・委員会の市側の出席者が発言を行う際は、通常どおり起立による発言とする。
【令和3年9月及び令和4年2月定例会では、着席したままでの発言】
【令和3年12月定例会では、通常どおり起立による発言】

4 会議時間の短縮について

- ・議案の提出説明、質疑、答弁等については極力簡潔に行う。
【令和2年6月定例会から実施】
- ・各委員会委員の選任においては、氏名を記載した資料配付により、氏名の朗読を簡略化し、議事録に氏名掲載とする。
【令和2年5月臨時会から実施】
- ・報告議案（出資団体の経営状況報告）等は資料配付により説明を簡略化し、議事録に全文掲載とする。
【令和2年6月定例会から実施】

5 一般質問について

- ・ 人数制限は行わない。

【令和2年12月並びに令和3年6月及び12月定例会では、人数制限は行わない】

【令和2年6月、9月及び令和3年9月定例会では、交渉会派は人数の2分の1以下】

- ・ 持ち時間（1人答弁を含め1時間）は変更しないが、可能な限り短縮に努める。

【令和2年6月定例会から実施】

- ・ 聞き取りにおいては、市側が出席人数を絞ることができるよう、各件名及び要旨における担当課等を事前に提示（通告書の下部欄外に記載）し、質問項目ごとに聞き取りを行うよう努める。また、聞き取りの時間を区切ることにより、面談が長時間に及ばないよう努める。

【令和3年6月定例会から実施】

- ・ 聞き取り後に市側との連絡等が必要な際は、電子メール等を活用した連絡を図ることにより、極力接触する場数を減らすように努める。

【令和3年9月定例会から実施】

- ・ 聞き取り後から質問までに関するルール化は特に設けられていないが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から接触を減らす点とともに、一般質問を行う予定日によって、議員間の公平が保たれないことが生じないようにすることから、一般質問初日の前日までには市側との面談等を終えるようにする。

【令和3年9月定例会から実施】

【参考】藤沢市議会議会運営委員会申し合わせ事項抜粋（一般質問について）

その他留意事項

- ・ 質問内容を提示し、聞き取りを行うものとする。また、市側に対しても、聞き取りの際、議員の質問の趣旨やねらい等がしっかりと把握できるよう努めることを求めるものとする。

6 傍聴について（令和2年5月の緊急事態宣言解除後は自粛要請を解除し運用を変更）

- ・ 本会議場傍聴席はソーシャルディスタンスの確保等の対策を行い定員を変更する。

（定員63席→32席 約1/2程度）親子傍聴席、報道席を除く。

【令和2年6月から9月定例会では、12席 約1/5程度】

【令和2年12月から令和3年9月及び令和4年2月定例会では、23席 約1/3程度】

【令和3年12月定例会では、32席 約1/2程度】

- ・ 常任・特別委員会は、5人程度（報道席を除く）の傍聴を可とする。
 【令和2年6月から令和3年9月及び令和4年2月定例会では、意見陳述者等を除き
 本会議場傍聴席で中継の視聴を案内】
 【令和3年12月定例会では、5人程度（報道席を除く）の傍聴を可】
- ・ ネット中継のない会議（本会議前の議運等）は5人程度（報道席を除く）の傍聴を可とする。
 【令和2年6月から令和3年9月及び令和4年2月定例会では、5人以下程度の傍聴を可】
 【令和3年12月定例会では、5人程度（報道席を除く）の傍聴を可】
- ・ 常任・特別委員会及び議運等の傍聴希望者が、傍聴席数を超えた場合は、本会議場傍聴席で中継の視聴を案内する。
 【令和3年12月定例会において実施】
- ・ 引き続き、市議会ホームページで中継・録画配信を視聴するよう呼びかける。
 【令和2年6月定例会から実施】

7 飛沫飛散防止用シールドの設置について

- ・ 本会議場の議長席、演壇、質問席及び委員会室の委員長席の4か所に飛沫飛散防止用のシールドを設置する。

8 オンラインを活用した委員会の開催について

- ・ 出席者が新型コロナウイルスに罹患し、但し症状が無い場合や、濃厚接触者となった等により、オンラインでの出席について申請があった場合、或いは、議会において新型コロナウイルスによるクラスターが発生し、オンラインを活用した委員会を開催する必要がある場合は、藤沢市議会委員会条例、藤沢市議会オンラインを利用した委員会開催要綱、藤沢市議会オンラインを利用した委員会開催における留意事項に従い、委員長が決定する。

9 その他

- ・ これまで実施してきた換気（概ね、1時間程度を目安に休憩）・消毒等の感染防止対策の徹底を図る。
- ・ 現状の議会の感染防止対策について保健所の助言を受ける。
- ・ その他必要に応じて追加的な対策等を講じる。

(案)

令和4年5月23日

議会議長

佐 賀 和 樹 様

議会運営委員会

委員長 井 上 裕 介

藤沢市議会の運営等について（報告）

昨年の議員役員を選出以降、当委員会は本市議会の運営の基本的な事項について協議し、円滑な議会運営を目指してきたところであります。

ここに、その結果を別紙のとおりまとめましたので、今後の議会運営の参考にされたく、報告いたします。

以 上

藤沢市議会議会運営委員会申し合わせ事項（案）

※ 令和元年6月3日の議会運営委員会において協議し、申し合わせた事項
（その後、改めて申し合わせた事項については、その日付を付記）

1 議会運営委員会について

（1）委員の選出について

- ① 3人以上の議員を有する会派（交渉団体）から、その所属議員数の3分の1を委員として選出する。

ただし、選出委員数が定数を超える場合や、小数点以下の取り扱いについては、その都度協議する。

- ② 2人以下の会派については、準委員として1会派につき1人を割り当てる。

準委員は、
ア 会議の成立要件としない
イ 会議に出席する
ウ 発言権あり
エ 表決権なし

とする。

（2）正・副議長の出席について

議長及び副議長（委員外議員）は委員会に出席し、発言することができる。

（3）表決について

運営に関する協議事項の決定については、原則として全会一致となるよう努力する。

（4）議案等の審査について

- ① 審査する範囲は、地方自治法第109条第3項に定めるところによる。

ア 議会の運営に関する事項
イ 議会の会議規則，委員会に関する条例等に関する事項
ウ 議長の諮問に関する事項

- ② 審査日については、議会運営を協議する日とは別に1日設ける。

（5）委員外議員について

- ① 委員会に委員が出席できないときは、委員会としてその委員の所属会派から委員外議員の出席を求める。
- ② 委員外議員は、
 - ア 会議の成立要件としない
 - イ 発言権あり
 - ウ 表決権なしとする。

(6) 記録について

記録については、他の委員会と同様、要点記録したものを印刷製本し、議員及び理事者等に配付する。

2 議案等の付託について

(1) 条例等について

即決分を除き、所管の常任委員会に付託する。ただし、2月定例会の当初予算に係る条例等は予算等特別委員会に付託する。

(2) 予算について

- ① 当初予算は、定数18人以内をもって構成する予算等特別委員会を設置、付託し、審査する。

なお、予算等特別委員会委員の選出は、会派人員の2分の1とし、小数点以下の取り扱いについては直前の議会運営委員会で協議する。

- ② 補正予算は、補正予算常任委員会に付託し、審査する。

(3) 決算について

全ての会計の決算は、定数12人以内をもって構成する決算特別委員会を設置、付託し、審査する。

なお、決算特別委員会委員の選出は、会派人員の3分の1とし、小数点以下の取り扱い及び2人以下の会派の取り扱いについては直前の議会運営委員会で協議する。

(4) 請願について

- ① 付託委員会については、議会運営委員会で協議決定する。
- ② 本会議で紹介議員の説明の後、所管の委員会に付託する。

ただし、全会派の賛同（署名または賛意）を得たものは、委員会付託を省

略する。

③ 自分が所属する委員会に関係する請願は、紹介を見合わせる。

④ 会期中に審査するもの

会期を決める議会運営委員会の日の正午まで（原則）に提出されたものとする。

ただし、会期中の委員会に関係するものについては、初日の議会運営委員会までに提出されたものも審査することができる。

⑤ 閉会中に審査するもの

④に定めるもの以外は本会議最終日に上程する。この場合の締切日は、上程日の3日前までとする（ただし、休日及び土曜日は算入しない）。

⑥ その他、緊急を要するものについては、議会運営委員会に諮り決定する。

(5) 陳情について

① 提出された陳情は、議長が所管の委員会に付託する。ただし、「藤沢市議会陳情の委員会付託に係る申し合わせ事項」において定めるところにより、議会運営委員会における協議の結果、これに該当すると認められたものについては、委員会に付託せず、その写しを議員に配付する。

② 市外居住者から郵送で提出された陳情は、委員会に付託せず、その写しを議員に配付する。

③ 審査結果の報告は、次の定例会の議長報告の中で行う。

④ 当該委員会で審査する陳情の締切日時は、すべて会期を決める議会運営委員会の日の正午までとする。

⑤ その他、緊急を要するものについては、所管の委員会に諮り決定する。

3 発言について

別表のとおり

4 本会議の持ち方

第1日 閉会中審査の委員会報告・議決、提出議案の上程説明聴取

(第2日目までの間、議案勉強のため休会日をおく)

第2日 上程、質疑、委員会付託、一部議決

(第3日目までの間、常任委員会及び議会運営委員会を開催)

第3日 委員会報告、議決、一般質問、追加議案議決、閉会

(一般質問者が多いときは、さらに本会議を追加する)

5 一般質問について

- (1) 定例会日程の原案を作成する段階においては、一般質問日を5日間として作成し、会期を決める議会運営委員会において、一般質問の通告者数を勘案し調整するものとする。
- (2) 定例会日程を調整する際の質問時間は、答弁を含め60分とする。
- (3) 発言方式は、質問通告時に、一括質問方式か一問一答方式のいずれかを選択するものとする。

①一括質問方式について

- ・質問回数については、従来どおり、3回までとする。
- ・初質は演壇、再質は質問席で行うものとする。

②一問一答方式について

- ・質問回数については、制限なしとする。
- ・初質から質問席で行うものとする。

③その他留意事項

- ・質問者は、十分な質問を展開するためにも、指定した面談日時の際に、あらかじめどこまで掘り下げて聞きたいかなど、具体的な質問内容を提示し、聞き取りを行うものとする。また、市側に対しても、聞き取りの際、議員の質問の趣旨やねらい等がしっかりと把握できるよう努めることを求めるものとする。
- ・通告制であることから、質問の際、通告にない新たな件名や要旨を追加したり、範囲を超えたりすることはできないこととし、もし行われた場合には、議長の議事整理権により発言を打ち切ることができることとする。

6 委員会審査報告について

件名と結果だけを報告する。ただし、特に報告すべきことがある場合は、これ

も報告する。

7 請求資料の配付について

請求資料については、請求者と各会派に配付する。

8 服装について

(1) 5月から10月までの間における服装について

- ①ネクタイ及び上着の着用については、自由とする。
- ②藤沢市議会議員き章については、5月から10月までの間に限りはい用しなくてもよいこととする。

(2) 11月から4月までの間における服装について

- ①ネクタイの着用については、自由とする。
- ②会議の際は、上着の着用及び上着着用時は藤沢市議会議員き章をはい用することを基本とする。ただし、上着の着脱については各議員の判断に委ねる。

<令和4年5月23日、申し合わせ>

9 本会議における議場への資料等の持ち込み等について

発言の通告をした議員は、その発言を補完することを目的とした資料、文書等の紙の印刷物及び印刷物に準ずるものを議場へ持ち込むことができる。

なお、紙の印刷物及び印刷物に準ずるもの以外のものを議場へ持ち込む場合は、あらかじめ議会運営委員会に諮るものとする。

また、藤沢市議会会議規則第104条に規定されている、議場において、資料、文書等の印刷物を配付する場合は、あらかじめ議会運営委員会において諮ったうえで、議長の許可を得るものとする。

藤沢市議会議会運営委員会申し合わせ事項 別表

区分	代表質問 (2月定例会のみ)	一般質問	質 疑	討 論
通告受付及び通告締切	会期を決める議会運営委員会の日の正午までに氏名を通告し、件名及び要旨については、本会議第2日の午後5時までに通告する。	議会運営委員会開催の通知を発送した日から会期を決める議会運営委員会の日の正午までに氏名、件名及び要旨を通告する。	質疑を行う本会議前日の正午まで。	本会議の開議通知時刻の1時間前まで。
発言時期	補正予算等現年度関係議案の議決されたあと。	上程議案の議決されたあと。	本会議	本会議
発言順序	多数会派の順とし、同数会派については、議会運営委員会で協議する。	通告順	通告順	反対、賛成、以下交互に多数会派の順に行い、同数会派については議会運営委員会で協議する。
通告内容及び発言	市長の施政方針に対する大綱的なもの。質問については、要領よく簡潔に行う。	質問事項は具体的に記載する。質問については、要領よく簡潔に行う。	質問の内容は具体的に記載する。質疑については、要領よく簡潔に行う。	要領よく行う。
発言時間	会派毎の発言時間は各質問者の1回目、2回目、3回目の質問の合計時間とし、所属議員1人10分に会派均等の10分を加えた時間とする。 (発言時間の例) 6人会派の場合 60分+10分=70分	答弁を含め60分とする。	特に制限せず。	当初予算等及び決算に対する会派毎の発言時間は、所属議員1人5分に会派均等の5分を加えた時間とする。
備考	質問者数は会派人員の3分の1とし、小数点以下四捨五入。ただし、1人会派についても質問できるものとする。			当該委員は所属する委員会に付託された議案等については、本会議での討論は見合わせる。ただし、1人会派の議員が決算特別委員会委員となった場合を除く。

藤沢市議会陳情の委員会付託に係る申し合わせ事項

(平成30年5月22日 議会運営委員会 決定)

1. 陳情の取り扱いについて

議長は、提出された陳情のうち、次のいずれかに該当する内容が含まれると認められる場合は、議会運営委員会での協議の上、委員会付託を行わず、全議員配付の取り扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
- (2) 特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの。
- (3) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの。
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの。
- (5) 市の職員に対する懲戒その他の処分又は訓戒その他の人事的措置を求めるもの。
- (6) その他、取り扱いを議会運営委員会で協議し、付託しないことが適当と認められるもの。

2. 施行期日

この申し合わせ事項は、平成30年5月22日から施行する。

市議会本会議座席表 (平常時)

資料 6番

佐保田 市民病院 事務局長	常田 市民病院長	衛守 消防局長	中川 代表監査委員	岩本 教育長
川崎 都市整備部長	三上 計画建築部長	饗庭 経済部長	中村 監査事務局長	峯 教育部長
鈴木 下水道部長	北村 道路河川部長	村山 農業委員会 事務局長	森 選挙管理 委員会 事務局長	
議会事務局				

藤本 議会事務局長	議長
--------------	----

鈴木 市長	和田 副市長	宮治 副市長	宮原 企画政策部長	山口 財務部長
中山 総務部長	斎藤 防災安全部長	平井 市民自治部長	板垣 生涯学習部長	池田 福祉部長
	三ツ橋 子ども 青少年部長	福室 環境部長	齋藤 健康医療部長	阿南 保健所長

市議会本会議座席表 (コロナ対応時)

佐保田 <small>市民病院 事務局長</small>	常田 <small>市民病院長</small>	衛守 <small>消防局長</small>	中川 <small>代表監査委員</small>	岩本 <small>教育長</small>
川崎 <small>都市整備部長</small>	三上 <small>計画建築部長</small>	饗庭 <small>経済部長</small>	中村 <small>監査事務局長</small>	峯 <small>教育部長</small>
鈴木 <small>下水道部長</small>	北村 <small>道路河川部長</small>	村山 <small>農業委員会 事務局長</small>	森 <small>選挙管理 委員会 事務局長</small>	
議会事務局				

藤本 <small>議会事務局長</small>	議長
-----------------------------	----

鈴木 <small>市長</small>		和田 <small>副市長</small>		宮治 <small>副市長</small>
中山 <small>総務部長</small>	宮原 <small>企画政策部長</small>	山口 <small>財務部長</small>	斎藤 <small>防災安全部長</small>	池田 <small>福祉部長</small>
平井 <small>市民自治部長</small>	板垣 <small>生涯学習部長</small>	齋藤 <small>健康医療部長</small>	阿南 <small>保健所長</small>	
三ツ橋 <small>子ども 青少年部長</small>	福室 <small>環境部長</small>			